

大分県災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、国の小規模事業者持続化補助金を活用して販路開拓等に取り組む小規模事業者の負担を軽減しその事業継続を支援するため、小規模事業者（以下「事業実施主体」という。）が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「全国連」、「日商」、「中小機構」、「事業実施主体」、「補助事業」、「国補助金」とは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「全国連」とは、全国商工会連合会をいう。
- (2) 「日商」とは、日本商工会議所をいう。
- (3) 「中小機構」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構をいう。
- (4) 「事業実施主体」とは、以下のものをいう。

ア 令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金事業<一般型>については、全国連または日商が公募要領に基づき補助金の公募を行い、全国連または日商が別に定める審査基準に基づく審査で採択され、交付決定を受けた小規模事業者（単独または複数の小規模事業者）のうち新型コロナウイルス感染症加点を受けた者をいう。

イ 令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金事業<コロナ特別対応型>については、全国連もしくは日商または中小機構が公募要領に基づき補助金の公募を行い、全国連もしくは日商または中小機構が別に定める審査基準に基づく審査で採択され、交付決定を受けた小規模事業者（単独または複数の小規模事業者）をいう。

- (5) 「補助事業」とは、令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金<一般型>事業及び令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>事業をいう。ただし、事業再開枠に係る事業を除く。
- (6) 「国補助金」とは、令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金<一般型>及び令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>をいう。ただし、事業再開枠に係る補助金の額を除く。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費は、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費のうち、国補助金交付の対象として全国連もしくは日商または中小機構が必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

- 2 補助率は6分の1（補助率が3分の2である国補助金の<一般型>および<コロナ特別対応型>類型Aについては、国補助金の額の確定額（ただし、事業再開枠に係る額を除く。）の4分の1の額、補助率が4分の3である国補助金の<コロナ特別対応型>類型Bおよび類型Cについては、国補助金の額の確定額（ただし、事業再開枠に係る額を除く。）の9分の2の額（1円未満切り捨て）以内とする。

(補助事業の実施期間)

第4条 事業実施期間は、全国連もしくは日商または中小機構が国補助金の交付決定を行った日（令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>については、令和2年2月18日

まで遡及可能) から、全国連もしくは日商または中小機構が公募要領で定める事業完了日までとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 規則第3条第1項の規定による交付申請及び規則第12条の規定による実績報告は、補助金交付申請書及び実績報告書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 国補助金に係る交付決定通知書の写し(交付申請書等一切の添付書類を添付すること)
- (2) 国補助金に係る額の確定通知書の写し(実績報告書等一切の添付書類を添付すること)
- (3) 収支精算書(第2号様式)
- (4) 誓約書(第3号様式)
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (2) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (3) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (4) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (7) 補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入れ控除額が確定したときは、その金額(当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかになり補助金額から減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (8) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定及び規則第13条の規定による額の確定は、補助金交付決定通知書及び額の確定通知書(第4号様式)により行うものとする。

(補助金の交付及び請求)

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付するものとする。

2 補助金の交付を請求しようとする者は、補助金交付請求書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 知事は、次の各号の一に該当する場合には、第7条の交付の決定及び額の確定を取り消すことができる。

(1) 知事が別に定める期日までに、この補助金が請求されなかった場合。

(2) 国補助金請求後に何らかの事由により全国連もしくは日商または中小機構から国補助金が支払われなかった場合。

(補助金の返還等)

第10条 事業実施主体は、次の各号のいずれかによる国補助金の返還または補助金相当額の納付を行ったときは、補助金返還等届出書(第6号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。

(1) 消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還

(2) 交付決定の取り消し等に伴う国補助金の返還

(3) 取得財産等の処分に伴う収入の納付

(4) 収益納付に伴う国補助金相当額の納付

2 知事は、前項の報告があった場合には、この補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

附則

この要綱は、令和2年5月22日から施行し、令和2年度大分県災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和2年9月30日から施行し、令和2年度大分県災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金から適用する。

附則

改正後の要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年度大分県災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金交付申請書及び実績報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

住 所
名 称
代表者の役職・氏名
※共同申請の場合は連名

年度大分県災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金を交付されるよう、大分県災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により申請し、あわせてその実績を報告します。

記

- 1 事業目的及び効果
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 小規模事業者持続化補助金（国補助金）に採択された補助事業で行う事業名
- 4 小規模事業者持続化補助金（国補助金）の確定額
_____ 円
- 5 補助金交付申請額（収支精算書（第2号様式）記載の県費補助金の額、円未満切捨て）
_____ 円
- 6 添付資料
 - （1）国補助金に係る交付決定通知書の写し（交付申請書等一切の添付書類を添付すること）
 - （2）国補助金に係る額の確定通知書の写し（実績報告書等一切の添付書類を添付すること）
 - （3）収支精算書（第2号様式）
 - （4）誓約書（第3号様式）
 - （5）その他知事が必要と認める書類

※共同申請の場合は、「4 小規模事業者持続化補助金（国補助金）の確定額」、「5 補助金交付申請額」に内訳を記載のこと。

※「6 添付資料」は、申請者全員分を添付のこと。

収 支 精 算 書

1 収 入

項 目	精 算 額	予 算 額	増 減	備 考
県費補助金 自己資金 国補助金	円	円	円	
計				

2 支 出

項 目	精 算 額	予 算 額	増 減	備 考
	円	円	円	
計				

※収入欄の県費補助金の額は、以下のいずれかの金額を記入すること。

- (1) 国補助金が、補助率が3分の2である<一般型>および<コロナ特別対応型>類型Aである場合は、国補助金の額の確定額（ただし、事業再開枠に係る額を除く。）の4分の1以内の額を円未満切捨てで記入すること。
- (2) 国補助金が、補助率が4分の3である<コロナ特別対応型>類型Bおよび類型Cである場合は、国補助金の額の確定額（ただし、事業再開枠に係る額を除く。）の9分の2以内の額を円未満切捨てで記入すること。

※支出欄の項目は、国の令和元年度補正予算小規模事業者持続化支援事業費補助金<一般型>交付規程第4条第3項別表に掲げる補助対象経費の区分名または令和2年度補正予算小規模事業者持続化支援事業費補助金<コロナ特別対応型>交付規程第4条第3項別表に掲げる補助対象経費の区分名をそれぞれ記載すること。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日(男・女)

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

年度大分県災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金交付決定通知書及び額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事 広瀬 勝貞 印

年 月 日付け 第 号で交付申請及び実績報告のあった 年度大分県災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金については、大分県災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定したので通知します。

記

1 補助金の交付決定額 金 円

2 補助金の額の確定額 金 円

3 補 助 条 件

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (2) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (3) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (4) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (7) 補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税

等仕入れ控除額が確定したときは、その金額（当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになり補助金額から減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

- (8) その他、大分県補助金等交付規則及び大分県災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。

年度大分県災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金交付請求書

第 号
年 月 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

住 所
名 称
代表者の役職・氏名
※共同申請の場合は連名

大分県災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、 年度大分県
災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求額 _____ 円

※振込先金融機関名、金融機関コード(4桁)、支店名、支店コード(3桁)、預金の種別、口座番号
および預金の名義(カタカナ)

(以下の7項目(カタカナの名義含む)が記載された当該口座の預金通帳のページ及び表紙の
コピーを添付し、上記請求印は申請時の印と同一のこと。)

振込先金融機関名：
金融機関コード(4桁)：
支 店 名：
支店コード(3桁)：
預 金 の 種 別：
口 座 番 号：
預金の名義(カタカナ)：

(※共同申請の場合は、「1請求額」に内訳を記載するとともに、補助事業者ごとに振込先情報等を記載
すること。)

第6号様式（第10条関係）

年度大分県災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金返還等届出書

第 号
年 月 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

住 所
名 称
代表者の役職・氏名

小規模事業者持続化補助金（国補助金）の返還または収入等の納付を行いましたので、大分県災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 国補助金の返還または収入等の納付事由

- 消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還
- 交付決定の取り消し等に伴う国補助金の返還
- 取得財産等の処分に伴う収入の納付
- 収益納付に伴う国補助金相当額の納付

2 国補助金の返還額または収入等の納付額

_____ 円

3 全国連もしくは日商または中小機構への送金日

年 月 日

※共同申請の場合は、代表者の役職・氏名を連名とし、「2 国補助金の返還額または収入等の納付額」に内訳を記載のこと。